

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第146号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年3月29日 17時30分ごろ	
発生場所	茨城県磯崎灯台から真方位076° 9.5海里付近 (概位 北緯36° 25.0′ 東経140° 49.0′)	
事故等調査の経過	平成21年6月5日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>漁船 第二十二^{すわ}寿和丸、305トン 130685、株式会社酢屋商店</p> <p>乗組員等に関する情報</p> <p>機関長、四級海技士（機関）（機関限定） 船長、四級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	主機1番主軸受メタル焼損	
事故等の経過	<p>本船は、機関長ほか11人が乗り組み、大中型まき網漁業網船の附属運搬船として操業に従事中、平成21年3月29日17時30分ごろ、機関長が、異臭に気付いて主機を停止し、機関室内に立ち込めた白煙を排出したのち、主機のターニングを試みたが、クランク軸が回らなかったため、僚船にえい航を依頼し、小名浜港に帰港した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>主機1番主軸受潤滑油注油穴にビニール状の異物が混入したため、同軸受の潤滑が阻害されたものと考えられる。</p> <p>混入していたビニール状の異物は、混入の時期及び箇所の特定はできないものの、過去の潤滑油こし器フィルタ交換や機関の開放整備時に混入したのち、潤滑油配管内を移動し、1番主軸受潤滑油注油穴に達した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が操業に従事中、主機1番主軸受への潤滑油注油穴にビニール状の異物が混入したため、同軸受の潤滑が阻害され同軸受が焼損したことにより発生したものと考えられる。</p>	